

福井県立奥越明成高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定

令和2年9月改定

1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

3 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組み

(1) 人権教育の推進

人権に関するホームルーム活動や人権講演会等とおして、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

(2) 特別活動の充実

ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事、部活動等の集団活動とおして、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるために、事前・事後指導の充実を図る。

5 いじめの未然防止のための取組み

(1) 教育相談体制の充実

担任による定期的な個人面談等や教育相談担当による面談をとおして、人間関係での悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言や学級全体への働きかけによって好ましい人間関係の構築を図る。

(2) 生徒への啓発

いじめが絶対に許されない行為であること、観衆や傍観者がおよぼす影響等について、S Tや学年集会、全校集会等において生徒への注意喚起に努める。また、インターネット等に係るいじめに関する現状と対策について講演会等を実施し、生徒への注意喚起に努める。

(3) 特別な配慮が必要な生徒への適切な支援

以下の生徒を含め、特別な配慮が必要な生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。

①発達障害等の障害のある生徒

②海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

④東日本大震災で被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

6 いじめの早期発見のための取組み

(1) いじめ調査アンケートの活用

週に一度のいじめ調査アンケートを行い、それを担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

(2) 保護者との連携

日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

(3) 外部機関との連携

大野警察署のスクールサポーターや大野市青少年愛護センター等の外部機関と定期的に情報交換する中で、学校外におけるいじめ等の問題行動の早期発見に努める。

7 いじめの事案対処

(1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげる。

複数の関係者からの情報収集および事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に

考え、加害生徒に対して毅然とした態度で指導にあたる。

被害生徒に対して、継続的なカウンセリングを行うなどメンタル面のサポートを十分に行い、安心して学校生活を送れるように努める。

加害生徒に対して、いじめに至った背景等をカウンセリング等により聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

(2) 保護者との連携

被害生徒および加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

(3) 外部機関との連携

必要に応じて、大野警察署のスクールサポーターや大野市青少年愛護センター等の外部機関と連携をとりながら解消に向けた最善の方法を講じる。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会および大野警察署等と連携して対処する。

8 いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

9 いじめによる重大事態への対処

生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) いじめ調査専門委員会が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

10 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方法等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

- (構成員) 校長、教頭、保健主事、教育相談係、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成
- ・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定
 - ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの解消に向けた取組みを行う。

(構成員) 教育相談係、生徒指導主事、当該学年主任、当該学科主任、当該担任 等

(活動) ・いじめ事案の対応方針の決定

・いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

1 1 学校評価における留意事項等

(1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組みを評価する。

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組みやいじめの未然防止のための取組みに関すること。
- ・いじめの早期発見や解消に向けた取組みに関すること。

(2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。